

新年度のご準備を！各種申請手続きについて

まもなく新年度のスタートとなりますが、季節の変わり目の従業員の雇用、家族の就学や就職など環境の変化があるという方も多いと思います。そうした場合、組合にも届出が必要になることがありますので、届出が必要かどうかをご確認いただき、該当する場合は**14日以内に届出**をしてください。新年度は申請が大変混み合いますので、早めに準備をしておきましょう。

加入の手続きが必要なとき

◎…必須 ○…該当者のみ

届出が必要な場合	必要書類
従業員が入社したとき	◎加入申請書 ◎住民票原本（世帯全員記載のもの）
結婚・出産などで同居家族が増えたとき	◎番号確認書類（住民票に記載可） ○身元確認書類（事業主が加入するとき） ○適用除外承認申請書
同居家族が他の健康保険組合をやめたとき	（厚生年金保険に加入するとき） ※詳細は組合またはお近くの年金事務所までお問い合わせください。

加入の手続きの際に、加入申請書の裏面にある**世帯加入状況報告書**についてよくご質問をいただきます。いくつか注意点がございますので提出前に必ずご確認ください。

① 世帯加入状況報告書の記入の仕方について

新規加入者を含めた住民票に記載のある**世帯全員**の健康保険の加入状況をご記載ください。

なお、新規加入者の方は**当国保組合加入直前の健康保険**を記載してください。

※国民健康保険法に基づき、同一世帯内で当国保組合と市町村国保に分かれて加入することはできません。どちらか一方に世帯単位で加入するか、世帯分離をしてご本人のみ当組合に加入する手続きが必要となります。

② 世帯加入状況報告書の記入の仕方について

上記の内容を確認するために、必ず**世帯全員の住民票**をお取りいただき、住民票に記載がある方の健康保険の加入状況を確認させていただいております。

※1人世帯であっても、世帯全員記載の住民票（**但書に「世帯全員記載の住民票」と記載があるもの**）が必要となります。同じ世帯に他の者がいないという確認のため必要となりますので、住民票をお取りいただく際はご注意ください。

やめる手続きが必要なとき

届出が必要な場合	必要書類
従業員が退職したとき	◎喪失届出書
引っ越しなどで 同居家族が転出したとき	◎被保険者証 ○高齢受給者証（70-74歳の方）
同居家族が他の 健康保険組合に加入したとき	○限度額適用認定証（発行者のみ）

※組合をやめる場合は被保険者証の誤使用・盗難等を防ぐため、すみやかに返却してください。

※喪失の届出がない限り、保険料の引落しは継続されますので、ご注意ください。

その他の手続きが必要なとき

届出が必要な場合	必要書類
住所や氏名が変わったとき	◎自宅住所・氏名変更届 ◎住民票原本（世帯全員記載のもの） ◎被保険者証 ○高齢受給者証（70-74歳の方） ○限度額適用認定証（発行者のみ）
被保険者証を紛失したとき	◎再交付申請書 ◎身元確認書類（組合員のもの）
修学のため転居したとき またはその家族が学校を卒業等して 住民票を戻したとき	◎ <small>㊤</small> 国民健康保険法第116条 該当・非該当届 ◎住民票原本（世帯全員記載のもの） ※該当届の場合は転居先の住民票 ◎被保険者証 ○在学証明書または学生証の写し （該当届の場合のみ）

※各種申請書につきましては組合ホームページより最新様式をダウンロードして使用ください。

※新年度は申請が大変混み合いますので、手続きの必要な方は早めのご準備をお願いします。

作成：関東信越税理士国民健康保険組合
さいたま市大宮区桜木町 4-376-1
TEL:048-631-2211 FAX:048-644-3030

